

陳情第1号

陳情書

地方自治と沖縄の自己決定権を尊重し沖縄県との十分な対話で基地問題の解決に臨むことを国に求める意見書に関する陳情

陳情趣旨

2023年12月20日、最高裁は国が県知事の権限を奪う代執行を認めましたが「国と地方は対等」と位置付けられた地方自治法の理念と沖縄の人々の自己決定権を蔑ろにした理不尽な判決は令和の琉球処分と揶揄されています。2024年1月「日米政府は沖縄への軍事植民地支配をやめよ」とノーベル平和賞受賞者、映画監督など欧米の有識者400名が署名した国際声明文が日米両政府と国民に宛て提出され、辺野古移設問題は自然環境や人権問題の観点からも世界の良識のある人々から注目されています。安全保障が国の役割であっても自治体に理解を求め対話で問題解決を図るべきです。一日も早い普天間飛行場の危険性除去の実現が社会公共の利益であるならば、早期に完成が不可能であり工費が無限に膨らむ辺野古への移設が唯一の解決策であるのか立ち止まって考える必要があります。

裁判官は判決要旨で「沖縄では地上戦が行われ、多くの県民が犠牲になったことや、戦後も銃剣とブルドーザーにより米軍基地が建設されていった歴史的経緯などを踏まえれば、県民の心情は十分に理解できる」と述べ、そして更に「国としても県民の心情に寄り添った政策実現が求められる。普天間飛行場の代替施設を巡る一連の問題に関しては、国と県とが相互理解に向けて対話を重ねることを通じ抜本的解決の図られることが強く望まれる」と付言しました。しかし2024年1月10日、政府は沖縄県知事の対話の求めに応ずることなく広大な軟弱地盤を抱える区域の工事に着手を強行し沖縄の苦難の歴史にいつそうの苦難を加えました。日本国民は周知のことですが、80年前の戦争では「本土防衛」のために沖縄に日本軍の基地が建設され凄惨な戦場になりました。今も不発弾と戦争犠牲者の遺骨が土の中から発見されています。戦後、米軍統治下では銃剣とブルドーザーで無理やり米軍基地が建設されましたが、沖縄では日本政府によって今もそれと同じことが繰り返されているのです。しかし私たち日本国民はそのような過ちを二度と繰り返さないために憲法を有しています。国はこれを遵守し、地方自治法と憲法13条、14条に示されている人権及び沖縄の自己決定権を尊重し全ての国民に寄り添った政治を行い、沖縄県との対等な対話により問題を解決するよう求めます。

以上の趣旨から、下記事項についての意見書を国及び関係機関に提出することを求め陳情致します。

陳情項目

- 1 地方自治法を遵守し沖縄県との対等な対話により問題解決に臨むこと。
- 2 沖縄の自己決定権を尊重し軍事植民地支配をやめること。

令和6年2月21日

沖繩に宧答する会 代表 漆山ひとみ

寒河江市議会

議長 柏倉信一 殿

地方自治と沖縄の自己決定権を尊重し沖縄県との十分な対話で基地問題の解決に臨むことを国に求める意見書(案)

2023年12月20日、最高裁は国が県知事の権限を奪う代執行を認めたが「国と地方は対等」と位置付けられた地方自治法の理念と沖縄の人々の自己決定権を蔑ろにした理不尽な判決は令和の琉球処分と揶揄されている。2024年1月「日米政府は沖縄への軍事植民地支配をやめよ」とノーベル平和賞受賞者、映画監督など欧米の有識者400名が署名した国際声明文が日米両政府と国民に宛て提出され、辺野古移設問題は自然環境や人権問題の観点からも世界の良識のある人々から注目されている。安全保障が国の役割であっても自治体に理解を求め対話で問題解決を図るべきである。一日も早い普天間飛行場の危険性除去の実現が社会公共の利益であるならば、早期に完成が不可能であり工費が無限に膨らむ辺野古への移設が唯一の解決策であるのか立ち止まって考える必要がある。

裁判官は判決要旨で「沖縄では地上戦が行われ、多くの県民が犠牲になったことや、戦後も銃剣とブルドーザーにより米軍基地が建設されていった歴史的経緯などを踏まえば、県民の心情は十分に理解できる」と述べ、そして更に「国としても県民の心情に寄り添った政策実現が求められる。普天間飛行場の代替施設を巡る一連の問題に関しては、国と県とが相互理解に向けて対話を重ねることを通じ抜本的解決の図られることが強く望まれる」と付言している。しかし2024年1月10日、政府は沖縄県知事の対話の求めに応ずることなく広大な軟弱地盤を抱える区域の工事に着手を強行し沖縄の苦難の歴史にいつそうの苦難を加えた。日本国民は周知のことですが、80年前の戦争では「本土防衛」のために沖縄に日本軍の基地が建設され凄惨な戦場になり、今も不発弾と戦争犠牲者の遺骨が土の中から発見されている。戦後、米軍統治下では銃剣とブルドーザーで無理やり米軍基地が建設されましたが、沖縄では日本政府によって今もそれと同じことが繰り返されている。しかし私たち日本国民はそのような過ちを二度と繰り返さないために憲法を有している。国はこれを遵守し、地方自治法と憲法13条、14条に示されている人権及び沖縄の自己決定権を尊重し全ての国民に寄り添った政治を行い、沖縄県との対等な対話により問題を解決するよう求める。

記

- 1 地方自治法を遵守し沖縄県との対等な対話により問題解決に臨むこと。
- 2 沖縄の自己決定権を尊重し軍事植民地支配をやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

山形県寒河江市議会
議長 柏倉 信一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
環境大臣
防衛大臣
沖縄基地負担
軽減担当大臣

宛て